

資金の種類		融資対象	資金用途	貸付限度額	貸付利率	信用保証料	貸付期間	返済方法	連帯保証人	担保	
原則として市内に住所又は事業所を有する者で、同一事業を6ヶ月以上継続して経営している市税完納者	特別小口資金	小規模事業者(※1) 信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えないもの	運転資金	2,000万円	年1.8%	市5分の4補助	7年以内	分割返済 (措置6ヶ月以内)	原則として要しない。 (法人については代表者とし、保証協会は経営者保証ガイドラインに則った対応等により個人保証させない場合は不要とする。)	原則として要しない。	
			設備資金				10年以内				
	小口零細企業保証資金	小規模企業者(非営利活動法人を除く)、小規模企業団体 本資金は、国の全国統一保証制度の対象となる資金である	運転資金	2,000万円	年1.5%	市全額補助	10年以内	分割返済 (措置6ヶ月以内)			
			設備資金								
	中小企業振興資金	中小企業振興資金(一般分)	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方(※2)	運転資金	3,000万円	年2.0%	市5分の4補助	7年以内			分割返済 (措置6ヶ月以内)
				設備資金				5,000万円			
		経営安定資金(特別分・借換分)	①セーフティーネット保証1~4・6号に該当する者 ②取引先企業の倒産による連鎖倒産防止のために資金を必要とする者 ③災害その他突発的に生じた事由及び経済事情の変動により直近3ヶ月間の平均売り上げが過去3年間のいずれか同期と比べ5%以上減少した方	運転資金	3,000万円	年1.6%	市全額補助	7年以内			分割返済 (措置1年以内)
		経営安定資金(一般分)	セーフティーネット保証制度5・7・8号に基づく認定企業で、経営の安定に支障を生じている方・知事特認融資要件に該当し、経営の安定に支障を生じている方	運転資金							
	経営安定資金(コロナ借換分)	市「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」 「新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金」からの借換を行う方 ・信用保証協会付け、同一金融機関に限り可 ・借換により従前の資金を一括返済すること	運転資金	3,000万円	年0.8%	10年以内	分割返済 (措置2年以内)				
	創業支援資金		新規開業予定者及び新規開業者で事業を実施するために資金を必要とする方	運転資金 設備資金	2,000万円	年1.3%	市全額補助	5年以内 7年以内			分割返済 (措置1年以内)
共同化事業資金	一般事業分	共同化を図る事業を行う中小企業団体又はその構成員	中小企業団体事業資金	設備資金	1億5,000万円	年2.0%	市5分の4補助	15年以内	分割返済 (措置2年以内)		
			構成員貸付資金	設備資金	1,500万円			12年以内			
	商店街活性化対策事業分		環境整備資金	設備資金	1億5,000万円			市5分の4補助	15年以内	分割返済 (措置3年以内)	
			共同施設設置資金	設備資金	1億円						
			店舗共同化資金	設備資金	1億5,000万円						
			店舗共同化資金	転貸資金	1億円						
			店舗共同化資金	設備資金	5,000万円						
			店舗継承対策資金	設備資金	2,000万円						
設備資金	2,000万円										
企業立地支援金		特定地域内及び工業系地域内に工場等を設置しようとする方	設備資金	1億円	年2.0%	15年以内	分割返済 (措置2年以内)				
高度技術導入資金		高度技術の導入により、業務の合理化、製品の品質向上を図ろうとする方	運転資金	1,500万円	年1.8%	7年以内	分割返済 (措置1年以内)				

※1常時使用する従業員(会社の場合、役員は含まない)の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者にあつては5人)以下の会社又は個人、従業員数(組合員数)が20人以下の協業組合(企業組合)、事業協同小組合

※2従来に借りた制度資金を新たに中小企業振興資金に借り換えることができる場合があります。

注意1. 限度額については、保証協会の債務保証残高、担保の評価に応じて調整を行い、減額することがあります。

注意2. 借換対象となる従前の資金の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

塩尻市、長野県の制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります。(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。)